

歯科 社保情報

厚労省は3月25日付で歯科診療報酬における記載要領通知を発出した。記載要領通知の主な変更点、疑義解釈通知および一部訂正通知を抜粋して紹介する。「要点と解説」の最新の正誤表については、保団連ホームページに掲載。

歯科レセプト記載要領の 主な変更点

■「管理・リハ」欄に記載が必要な項目

▷周術期口腔機能管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）の手術後はそれぞれ点数および回数を記載し、周術期口腔機能管理料（Ⅰ）の手術後は、当該管理の算定回数（〇回目）を「摘要」欄に記載する。また、手術、放射線治療、化学療法等の実施日または予定日および原疾患の手術または治療を行っている保険医療機関名を「摘要」欄に記載し、緩和ケアを実施する患者に対しては、治療を行っている保険医療機関名を「摘要」欄に記載する。

▷歯科治療総合医療管理料（Ⅱ）は、「その他」欄に「医管（Ⅱ）」と表示し、点数および回数を記載する。当該管理の対象となる医科の主病名を「摘要」欄に記載する。

■「X線・検査」欄の「その他」欄に記載が必要な項目

▷有床義歯咀嚼機能検査の「1 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合」を新製有床義歯装着日より前に算定する場合は、「咀嚼機能1（前）」と表示し、点数を記載する。傷病名の部位から新製有床義歯管理料の「2 困難な場合」に準じる状態であると判断できない場合は、有床義歯咀嚼機能検査を開始する時に、「摘要」欄にその内容（例：「臼歯部のすれ違い咬合」、「対顎に総義歯を装着」）を記載する。

新製有床義歯装着日より後に

算定する場合は「咀嚼機能1（後）」と表示し、点数を記載し、「咀嚼機能1（前）」を算定した年月および新製有床義歯を装着した年月を「摘要」欄に記載する。

▷有床義歯咀嚼機能検査の「2 咀嚼能力測定のみを行う場合」を算定する場合は、「咀嚼機能2」と表示し、点数を記載する。また、有床義歯咀嚼機能検査の「1 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合」を算定した年月および新製有床義歯を装着した年月を「摘要」欄に記載する。

▷舌圧検査を算定した場合は、「舌圧」と表示し、点数および回数を記載する。

■「処置・手術」欄の「その他」欄に記載が必要な項目

▷周術期専門的口腔衛生処置は、周術期口腔機能管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定した患者に対して当該処置を行った場合は、術前または術後に応じて、「術口衛（前）」、「術口衛（後）」と表示し、それぞれ点数を記載する。

周術期口腔機能管理料（Ⅲ）を算定した患者に対して当該処置を行った場合は、「術口衛（Ⅲ）」と表示し、点数を記載する。

■「歯冠修復および欠損補綴」欄に記載が必要な項目

▷補綴時診断料は、「補診」の項のうち、欠損補綴物を新たに製作する場合は左欄に、有床義歯修理または有床義歯内面適合法を実施した場合は右欄に、それ

ぞれ点数および回数を記載する。なお、補綴時診断料（有床義歯修理を実施した場合に限る）を算定する場合は、「摘要」欄に当該診断料の前回実施年月日を記載する（初回の場合は1回目と記載する）。

■「歯冠修復および欠損補綴」欄の「その他」欄に記載が必要な項目

▷新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して6月以内の当該有床義歯の修理および有床義歯内面適合法は、それぞれの点数の100分の50に相当する点数および装着料を合算した点数並びに有床義歯の装着年月日を記載する。

■全体の「その他」欄に記載が必要な項目

▷在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は、「訪問口腔リハ」と表示し、点数および回数を記載し、当該管理の実施日および実施時刻（開始時刻と終了時刻）を「摘要」欄に記載する。当該管理に係る加算を算定する場合は、「か強診」または「歯援診」と表示し、点数および回数を記載する。

■「摘要」欄に記載が必要な項目

▷歯科訪問診療料は、患者の状態（診療時間が20分未満で「歯科訪問診療1」を算定した場合は、その理由が分かるように具体的に記載する）を記載する。

▷特別の関係にある施設等に入院または入所している患者に対して歯科訪問診療を行った場合は、訪問先名の後に「訪問（特別）」と表示する。

▷歯科等を標榜する別の保険医療機関に入院する患者に対して歯科訪問診療を行い、周術期口腔機能管理および周術期口腔機能管理に伴う治療行為を行った場合においては、「周術期連携」と記載する。

▷同一の患家において2人以上の患者を診察（診療時間が20分以上の場合に限る）し、患者の1人に対して歯科訪問診療1を算定する場合は、「同一世帯

（1）」と記載する。

▷歯冠補綴時色調採得検査は、「色調」と表示し、それぞれの検査ごとに検査対象となった歯冠補綴物の部位を記載する。

▷加圧根管充填後の歯科エックス線撮影において、妊娠中であり、エックス線撮影に同意が得られない場合は、その旨を記載する。

手術用顕微鏡加算は、連携する医療機関にて歯科用3次元エックス線断層撮影を撮影した場合は、撮影した医療機関名を記載する。

▷機械的歯面清掃処置が初回の場合は、初回である旨を記載する。

▷フッ化物歯面塗布処置が初回である場合は、初回である旨を記載し、2回目以降の場合は、2回目以降である旨および前回実施月を記載する。

▷歯周病安定期治療（Ⅱ）は、初回の実施年月を記載する（初回の場合は1回目と記載する）。

▷糖尿病を有する患者に対して、スケーリング・ルートプレーニングと並行して歯周疾患処置を行う場合は、「P処（糖）」と表示し、初回の年月日および紹介元医療機関名を記載する。

▷暫間固定は、固定を行なった部位およびその方法を記載し、暫間固定の前回実施年月日（初回の場合は1回目と記載する）および歯周外科手術を行う予定であるか否かを記載する。

▷硬質レジンジャケット冠を大臼歯に用いた場合は、紹介元保険医療機関名を記載する。

▷CAD/CAM冠を大臼歯に用いた場合は、紹介元保険医療機関名を記載する。

■

3月の保団連・新点数検討会で「ブリッジの除去に際して、ポンティックの切断はできなくなった」と解説したが、厚労省に確認した結果、「ポンティック1歯（連続しているポンティックも含む）につき、切断1箇所のみ算定して差し支えない」との回答があった。訂正して、お詫びする。

『月刊保団連』4月号

特集 地域医療構想

全国で地域医療構想の協議が進められており、2016年度半ばには半数の都道府県で策定される見込みだ。病床数の増減に注目が集まるが、行われようとしているのは、果たしてそれだけなのだろうか。

二次医療圏にとらわれない「事業推進区域」を設定した東京。病床数「3割削減」を突きつけられ、知事・県議会を挙げて異を唱える徳島など、各地で進む議論と具体的な中身を見ながら、地域医療を支える医師・歯科医師としてどう関わっていくべきかを考える。

「診療研究」お家に行こう！訪問歯科診療のススメ（1）

「ドクター川柳」お題「予防」

菊谷 武

※選者を川端一歩さんに交代し、一言選評も頂きます。

スケットハンド

助手に替わってバキュームを固定
ドクターの第三の手として活躍！

デンタル用 バキューム アシスト スタンド

使い方がいろいろ！
バキュームはクリップに
はさむだけ！
※各メーカー対応

スケットハンド特価 **98,000円**（税別）

- 人件費削減に
- ヒヤリハットを削減
- ドクター、衛生士ひとりでも思い通りに

特許製品
医療機器承認済
品型F5H-HD10
※キャスターは別注

お気軽に問い合わせください。担当：佐倉部（はせべ）
〒420-0955 静岡県葵区芝原21-6

054-297-3626

株式会社ユーセイ
www.suketto-hand.com

スケットハンド YouTube 検索

●W630 x D450 x H1480 mm